

第16回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

1. 評議員会の員数に係る経過措置について

- 「一法人一施設」の法人については、事業規模は様々であり、事務的能力に差があることから、収益の規模を基準にすべき。
- 評議員における親族等の特殊関係者の範囲については、公益法人の例を参考に検討すべき。
- 収益の規模で考えることは賛成であり、例えば、2億円としてはどうか。
- 評議員の確保が困難であることから、法人間での理事・評議員の兼任も認めてはどうか。
- 評議員の確保が困難な地域があることから、複数の社会福祉法人によって共同で評議員会を設置する「共同評議員会」を認めてはどうか。
- 指導監督を行う立場として、同一の者が複数の法人の評議員を担うような状況は不相当と考える。評議員の例については、具体的なものを示してはどうか。

2. 会計監査人の設置法人について

- 措置費は用途が限定されており、措置施設では会計監査人の費用を賄うことが難しい。
- 措置費の用途に柔軟性がない中で、どのように会計監査人を設置するのか。人・金・物の縛りの整理についても考えることが必要。
- 会計監査人の会計監査の内容が株式会社と同じだと負担が大きい。
- 就労支援事業収益については、会計監査人の設置基準を判断する収益から対象外にしてはどうか。
- 中・小規模の法人については、正確な財務諸表が作成できるよう、外部の専門家による会計処理指導を行うことや監事の権限を強化して行くことが必要。
- 会計監査人の設置基準については、収益10億円以上又は負債20億円以上から導入して拡大してはどうか。
- 公益法人と比較すると、収益10億円以上という基準は厳しいのではないかと。法人側の実施体制についても考慮すべき。
- 営利企業は利益を上げることが重要であるため、それが時には利益の粉飾へとつながることがある。一方、社会福祉法人は、利益を上げることが目的でないため、そのような粉飾をする必要がないことにも留意すべき。
- 会計監査人のなり手である公認会計士の数や分布状況について、データを示してほしい。
- 小規模な法人の会計処理等の事務態勢が整っていないという話が出ているが、保育士や介護福祉士の人件費に対して公費が投入されている法人の会計処理等の事務態勢が整っていないことを認めるのではなく、改善していくというスタンスが必要。
- 会計監査人の設置については、社会福祉法人が社会からの信頼を得るための措置である。
- 住民・国民の信頼を得るために、法人の会計が適正であることが必要というのは、上位概念である。費用や監査の内容等は下位概念であり、法人において費用が負担できないから会計が適正でなくて良いという議論は成り立たない。

3. 控除対象財産の算定方法について

- 固定資産の再取得分については、①事業経営の継続性、②簡便性、③経営に中立であるかが控除対象財産を決める基準となると考える。
- 補助を受けず自己資金のみで施設整備をしようという法人については、施設整備に係る費用全額を控除対象財産に含めることも認めてはどうか。
- 固定資産の取得に係る財産の算定に当たっては、地域差等多くの変数がある。法人が将来を見通して自主的に行う経営見通しを評価するような算定方式を考えてはどうか。

4. 地域協議会について

- 地域協議会について、柔軟な取扱いが可能となることは歓迎。再投下計画に当たっては、市町村・県をまたぐ法人もあるので、そのような場合のルールを決めてはどうか。
- 地域協議会の範囲は、県単位で足りるのではないか。
- 地域協議会での意見聴取に当たっては、法人の意見が尊重されるようにすべき。